平成 30 年 1 月 23 日

障害者等用駐車スペース利用者の明示化の促進

－行政苦情処理委員会の意見を踏まえたあっせん－

総務省石川行政評価事務所（所長：石井正樹）は、標記に関する行政相談事案を受けて、石川行政苦情処理委員会（座長：中島秀雄 金沢商工会議所副会頭）（※）に諮り、平成 30 年１月 22 日、国（年金事務所を含む。）の庁舎の駐車場を管理する金沢地方法務局、北陸財務局、大阪税関金沢税関支署、金沢国税局、石川労働局及び金沢北年金事務所に改善のあっせんを行いました。

※　石川行政評価事務所に寄せられた行政相談事案に民間有識者の意見を反映させるため同事務所長が設置（昭和 58 年度）

（行政相談の要旨）

私は内部障害（※１）により歩行がつらい日があり、外出先で建物入口近くの駐車場が空いていないときは、やむなく「車いすマーク」（※２）の駐車スペースを利用することがあるが、障害があることが外見上分からないことから、人の目が気になり、利用しづらい。

国は、管理する庁舎の駐車場に整備されている「車いすマーク」の駐車スペースについて、車いすを利用していないが歩行が困難な者も利用しやすいように配慮してほしい。

※１　内部障害

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）で定める障害のうち、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫（HIV 感染症）、肝臓の７つの機能障害を指す。

※２　障害者のための国際シンボルマーク

国際シンボルマークは、障害のある人が利用できる建築物や施設であることを表示する世界共通のマーク。障害のある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、昭和 44 年に国際リハビリテーション協会が定めた。

車いす使用者に限らず、全ての障害者を対象としている。



（制度の概要）

１　建築物移動等円滑化基準（バリアフリー法施行令（※）第 10 条から第 23 条）

建築物移動等円滑化基準では、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車いす使用者用駐車施設）を設け、当該設備があることを明示する標識や案内板（車いすマーク等）を設置しなければならないこととされている。

国の庁舎等は、その規模や利用形態等により、同基準への適合義務又は適合への努

力義務が課されている。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成 18 年政令第 379 号）

2　車いす使用者用駐車施設の利用対象

バリアフリー法（※）に係る国土交通省の「義務付け措置等に関するＱ＆Ａ」では、建築物移動等円滑化基準に定める「車いす使用者用駐車施設」の利用が車いす使用者だけに限定したものかどうかの問いに対し、次のように回答している。

当該駐車場の構造及び配置上の内容が車いす使用者にとっても利用しやすく配慮されたものであるため、「車いす使用者用」と規定しているが、法令上、車いす使用者だけでなく、身体の機能上の制限を受ける高齢者・障害者等であれば、利用することは可能である。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）

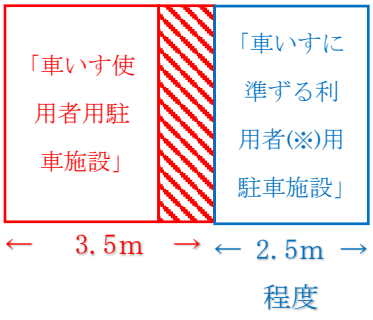
3　「ダブルスペース」と「パーキングパーミット制度」

(1) ダブルスペース

国土交通省が、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、バリアフリー設計のガイドラインとして策定している「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（平成 29 年３月）では、駐車場の設計のポイント、改善・改修のポイント等のなかで、建築物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車いす使用者のみではないことに配慮し、車いす使用者用駐車施設に準ずる位置に上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等も利用できる駐車施設を確保することが望ましいとされ、設けた場合にはこれを分かりやすく表示することとされている。

このような車いす使用者用駐車施設に車いすに準ずる利用者用駐車施設を付加した駐車スペースは「ダブルスペース」と呼ばれ、車いす使用者用駐車施設の幅が 3.5m以上必要なのに対し、車いすに準ずる利用者用駐車施設は一般の駐車施設と同じ 2.5m程度の幅で設置することができる（「車いす使用者用駐車施設」又は「車いすに準ずる利用者用駐車施設」を、以下「障害者等用駐車スペース」という。）。

【ダブルスペース】



※　車いすに準ずる利用者：上・下肢障害者、妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等

(2) パーキングパーミット制度

歩行が困難でない健常者等による障害者等用駐車スペースの不適正利用を防止し、障害者や高齢者等が使いやすくする工夫として、障害者等用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に地域の協力施設で共通に利用できる利用証を交付する「パーキングパーミット制度」を導入する地方公共団体が増えており（平成 29 年５月時点で 36 府県３市において実施（※））、ダブルスペースの設置と組み合わせることで、車いす使用者以外の障害者等が適正に障害者等用駐車スペースを利用できるようになるとされている。

※　国土交通省が平成 29 年５月に実施した「パーキングパーミット制度に関する都道府県向けアンケート調査の結果報告」（以下「国土交通省のアンケート調査」という。）による。

国土交通省のアンケート調査によると、パーキングパーミット制度を取り入れている 36 府県のうち 31 府県（86.1%）がダブルスペースを導入している。

石川県におけるパーキングパーミット制度

石川県では、パーキングパーミット制度（「いしかわ支え合い駐車場制度」）を平成 27 年 11 月２日から開始している。
障害者等用駐車スペースの利用対象者を明確にすることで、障害者等用駐車スペースを必要とする方が駐車場を利用しやすくなることを目指している。

利用証の交付対象者は、障害者（身体障害者（肢体不自由、平衡機能障害、視覚障害、聴覚障害及び内部障害）、知的障害者及び精神障害者）、高齢者、難病患者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方が広く含まれている。

また、利用証は、対象者が運転又は同乗している場合に使用することができる。

この石川県が実施する同制度においても、車いす使用者用駐車施設に加え、別途、車いすに準ずる利用者用駐車施設を設置するダブルスペース方式を推進している。

(3) ダブルスペース導入の効果

平成 18 年にパーキングパーミット制度を全国で初めて導入した佐賀県では、施設出入口付近の一般駐車場の一部を車いす使用者以外の歩行困難者のためのスペース（車いすに準ずる利用者用駐車施設）として確保・表示する仕組みを始めた結果、従前よりも、とめやすくなったとの評価が７割を超えている（国土交通省の「障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究」（平成 23 年３月。以下「国土交通省の調査研究」という。））。

障害者等用駐車スペースを必要とする車いす使用者以外の障害者等

１　外見上障害があることが分かりづらい内部障害者数

厚生労働省が実施した「平成 23 年生活のしづらさなどに関する調査」結果によると、全国の在宅の身体障害者数 386.4 万人のうち、内部障害は 93.0 万人（24.1%）と、最も多い肢体不自由 170.9 万人（44.2%）に次いで多くなっている。

２　駐車禁止除外指定車標章の対象

身体に障害があり、歩行が困難な人に対して警察署長から交付される駐車禁止除外指定車標章（許可証）の交付対象には、石川県道路交通法施行細則（昭和 35 年公安委員会規則第 12 号）第５条（別表）によると上肢不自由や下肢不自由のほか、視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、体幹不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（HIV 感染症）、肝臓機能障害等も含まれている。

３　パーキングパーミット制度による利用証保持者の歩行能力

国土交通省の調査研究によると、「パーキングパーミット制度」を導入している佐賀県、福島県及び埼玉県川口市の肢体不自由者、要介護者等の利用証所持者 1,273 人を対象に歩行能力に関するアンケート調査を実施した結果、車いすを使用している者は 280 人（22.0%）であったのに対し、自力歩行や杖等を使用しての歩行が可能な者は 253 人（19.9%）、自力歩行や杖等を使用しての歩行は可能だが長距離歩行が困難な者は 716 人（56.2%）を占め、利用証の交付対象者には車いす使用者以外の者が多く含まれている。

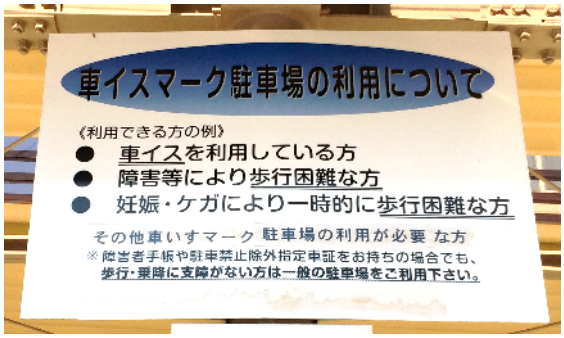
（調査結果）

石川行政評価事務所では、今回の相談内容を端緒として、県内にある国（年金事務所を含む。）の合同庁舎 11 施設と、単独庁舎 11 施設の計 22 施設（資料「調査対象庁舎一覧」参照）について、車いす使用者用駐車施設を確認した結果、２台分の区画を確保している庁舎が 12 施設、１台分の区画のみ確保している庁舎が 10 施設あった。

なお、「車いすに準ずる利用者用駐車施設」を別途設置している施設は見られなかった。

この 22 施設のうち、車いす使用者用駐車施設を利用可能な具体例が当該駐車施設に明示されていたのは、金沢公共職業安定所及び七尾地方合同庁舎（七尾公共職業安定所）の２施設のみであった。

金沢公共職業安定所



七尾地方合同庁舎（七尾公共職業安定所）



一方、石川県内の地方公共団体や道の駅等では、障害者等用駐車スペースの利用対象者を具体的に明示している事例が次のとおり見られる。

①　石川県の表示例（「いしかわ支え合い駐車場制度」（県内全市町を含む 285 施設が登録（平成 29 年２月 14 日現在））

「金沢市保健所」の表示例





道の駅　「のと千里浜」の表示例







七尾市役所の表示例



② 七尾マリンパーク（駐車場の管理は七尾市）の表示例（「いしかわ支え合い駐車場制度」未加入）







（石川行政苦情処理委員会の意見）

建築物の出入口に近い位置に駐車スペースを確保する必要がある歩行が困難な人（障害者、高齢者、妊産婦、けが人等）は、車いす使用者のみではないことから、金沢公共職業安定所や七尾地方合同庁舎の表示と同様に、例えば、車いす使用者用駐車施設は「障害者、高齢者、妊産婦、けが人等で歩行が困難な方」の優先駐車スペースであることを明示するなど、施設用途や規模・利用者層等を考慮した上で、施設ごとに車いす使用者用駐車施設の利用可能な範囲を利用者に分かりやすく表示することを検討する必要がある。

また、これと併せ、車いす使用者以外による車いす使用者用駐車施設の利用が増加することにより、車いす使用者の利用に支障をきたす可能性にも留意し、特に現在、車いす使用者用駐車施設が１台分のみの 10 庁舎については、幅広の駐車スペースを必要としない障害者等のために、通常幅の駐車スペースを別途確保する「ダブルスペース」の導入について検討する必要がある。

ダブルスペースの導入に当たっては、幅広の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）の隣など、車いす使用者も利用しやすい位置を確保することに配慮する必要がある。

（あっせん要旨）

国の行政機関等は、施設用途や規模・利用者層等を考慮した上で、施設ごとに車いす使用者用駐車施設の利用可能な範囲を利用者に分かりやすく表示することを検討する必要がある。

その際、特に車いす使用者用駐車施設が１台分のみの 10 庁舎については、車いす使用者以外による車いす使用者用駐車施設の利用が増加することにより、車いす使用者の利用に支障をきたす可能性にも留意し、幅広の駐車スペースを必要としない障害者等のために、通常幅の駐車スペースを別途確保する「ダブルスペース」の導入について検討する必要がある。

また、ダブルスペースの導入に当たっては、幅広の駐車スペース（車いす使用者用駐車施設）の隣など、車いす使用者も利用しやすい位置を確保することに配慮する必要がある。

〈連絡先〉
総務省 石川行政評価事務所
行政相談課長　杉　山
電話：０７６－２２２－５２３２

資料

調査対象庁舎一覧

○　合同庁舎(11 施設)

輪島地方合同庁舎（管理官署：金沢地方法務局）
金沢新神田合同庁舎（管理官署：北陸財務局）
金沢港湾合同庁舎（管理官署：大阪税関金沢税関支署）
七尾港湾合同庁舎（管理官署：大阪税関金沢税関支署）
金沢広坂合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
金沢駅西合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
小松日の出合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
七尾西湊合同庁舎（管理官署：金沢国税局）
加賀地方合同庁舎（管理官署：石川労働局）
七尾地方合同庁舎（管理官署：石川労働局）
穴水地方合同庁舎（管理官署：石川労働局）

○　単独庁舎(11 施設)

金沢国税局 輪島税務署
金沢国税局 松任税務署
石川労働局 金沢公共職業安定所
石川労働局 金沢公共職業安定所 津幡分室
石川労働局 白山公共職業安定所
石川労働局 七尾公共職業安定所 羽咋出張所
石川労働局 輪島公共職業安定所 能登出張所
日本年金機構 金沢北年金事務所
日本年金機構 金沢南年金事務所
日本年金機構 小松年金事務所
日本年金機構 七尾年金事務所